

鈴鹿市物価高騰対策障害福祉サービス事業所等運営支援給付金交付要領

令和4年11月24日制定

令和5年12月7日改正

令和7年2月20日改正

(趣旨)

第1条 原油価格や電気・ガス代を含む物価の高騰の影響を受けている障害者施設・事業所の負担の軽減を図るため、予算の範囲内において、鈴鹿市物価高騰対策障害福祉サービス事業所等運営支援給付金（以下「給付金」という。）を交付するものとし、鈴鹿市補助金等交付規則（平成29年鈴鹿市規則第39号。以下「規則」という。）及び鈴鹿市補助金等交付要綱（平成29年鈴鹿市要綱第97号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 給付金の交付を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のすべてを満たす事業者とする。

- (1) 令和6年10月1日から令和7年3月31日までの間に指定等を受けている鈴鹿市内に所在する居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、就労定着支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援、生活介護、生活介護（障害者支援施設）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、宿泊型自立訓練、短期入所、施設入所支援（障害者支援施設）、共同生活援助のうち、いずれかの施設・事業所を運営する事業者であること。
- (2) 本市の市税を滞納していないこと。
- (3) 代表者、役員その他の当該団体に実質的に関与している者が鈴鹿市暴力団排除条例（平成23年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

2 給付金の申請及び交付の手続きについては、原則として障害者施設等を運営する事業者が対象の事業所について一括して行うものとする。

(給付対象経費及び給付額)

第3条 給付対象経費は、給付対象者が令和6年10月1日から令和7年3月31日までに負担する電気代・ガス代・食材費・車両燃料費（消費税及び地方消費税を除く）

とし、給付額については、別表1のとおりとする。

(交付の申請等)

第4条 給付金の交付を受けようとする者は、交付申請書（第1号様式）及び施設・事業所別個票（第2号様式）並びに誓約書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、規則第3条に規定する事業計画書及び収支予算書等の提出については、これを省略するものとする。

2 前項に定める交付の申請は、規則第13条に規定する実績の報告を兼ねるものとする。

(交付の決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条に定める給付金の申請があったときは、その内容を審査の上、交付の決定及び額の確定を行い、交付決定通知書兼額確定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(給付金の支払)

第6条 給付対象者は、前条の交付の決定及び額の確定に基づき給付金の交付請求をしようとするときは、交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による適切な給付金の交付の請求を受けたときは、請求の日から30日以内に給付対象者に給付金を支払うものとする。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年11月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月20日から施行する。

様式集

様式	様式番号
交付申請書	第1号様式
施設・事業所別個票	第2号様式
誓約書	第3号様式
交付決定通知書兼額確定通知書	第4号様式
交付請求書	第5号様式

別表 1

鈴鹿市物価高騰対策障害福祉サービス事業所等運営支援給付金(基準単価)

対象施設・事業所別給付基準額(電気代)	1	居宅介護事業所	3,550円/月 / 1事業所あたり
	2	重度訪問介護事業所	3,550円/月 / 1事業所あたり
	3	同行援護事業所	3,550円/月 / 1事業所あたり
	4	行動援護事業所	3,550円/月 / 1事業所あたり
	5	居宅訪問型児童発達支援事業所	3,550円/月 / 1事業所あたり
	6	保育所等訪問支援事業所	3,550円/月 / 1事業所あたり
	7	就労定着支援事業所	3,550円/月 / 1事業所あたり
	8	自立生活援助事業所	3,550円/月 / 1事業所あたり
	9	計画相談支援事業所	3,550円/月 / 1事業所あたり
	10	障害児相談支援事業所	3,550円/月 / 1事業所あたり
	11	地域移行支援事業所	3,550円/月 / 1事業所あたり
	12	地域定着支援事業所	3,550円/月 / 1事業所あたり
	13	生活介護事業所	300円/月 / 定員1人あたり
	14	自立訓練(生活訓練)事業所	300円/月 / 定員1人あたり
	15	就労移行支援事業所	300円/月 / 定員1人あたり
	16	就労継続支援A型事業所	300円/月 / 定員1人あたり
	17	就労継続支援B型事業所	300円/月 / 定員1人あたり
	18	児童発達支援事業所	300円/月 / 定員1人あたり
	19	放課後等デイサービス事業所	300円/月 / 定員1人あたり
	20	宿泊型自立訓練施設	500円/月 / 定員1人あたり
	21	短期入所施設	500円/月 / 定員1人あたり
	22	施設入所支援(障害者支援施設)	500円/月 / 定員1人あたり
	23	共同生活援助	500円/月 / 定員1人あたり

対象施設・事業所別給付基準額（ガス代）	1	居宅介護事業所	750円/月 / 1事業所あたり
	2	重度訪問介護事業所	750円/月 / 1事業所あたり
	3	同行援護事業所	750円/月 / 1事業所あたり
	4	行動援護事業所	750円/月 / 1事業所あたり
	5	居宅訪問型児童発達支援事業所	750円/月 / 1事業所あたり
	6	保育所等訪問支援事業所	750円/月 / 1事業所あたり
	7	就労定着支援事業所	750円/月 / 1事業所あたり
	8	自立生活援助事業所	750円/月 / 1事業所あたり
	9	計画相談支援事業所	750円/月 / 1事業所あたり
	10	障害児相談支援事業所	750円/月 / 1事業所あたり
	11	地域移行支援事業所	750円/月 / 1事業所あたり
	12	地域定着支援事業所	750円/月 / 1事業所あたり
	13	生活介護事業所	70円/月 / 定員1人あたり
	14	自立訓練（生活訓練）事業所	70円/月 / 定員1人あたり
	15	就労移行支援事業所	70円/月 / 定員1人あたり
	16	就労継続支援A型事業所	70円/月 / 定員1人あたり
	17	就労継続支援B型事業所	70円/月 / 定員1人あたり
	18	児童発達支援事業所	70円/月 / 定員1人あたり
	19	放課後等デイサービス事業所	70円/月 / 定員1人あたり
	20	宿泊型自立訓練施設	95円/月 / 定員1人あたり
	21	短期入所施設	95円/月 / 定員1人あたり
	22	施設入所支援（障害者支援施設）	95円/月 / 定員1人あたり
	23	共同生活援助	95円/月 / 定員1人あたり
対象施設・事業所別給付基準額（食材費）	1	生活介護事業所	650円/月 / 定員1人あたり
	2	自立訓練（生活訓練）事業所	650円/月 / 定員1人あたり
	3	就労移行支援事業所	650円/月 / 定員1人あたり
	4	就労継続支援A型事業所	650円/月 / 定員1人あたり
	5	就労継続支援B型事業所	650円/月 / 定員1人あたり

	6	児童発達支援事業所	650円/月 /定員1人あたり
	7	放課後等デイサービス事業所	650円/月 /定員1人あたり
	8	宿泊型自立訓練施設	1,900円/月 /定員1人あたり
	9	短期入所施設	1,900円/月 /定員1人あたり
	10	施設入所支援（障害者支援施設）	1,900円/月 /定員1人あたり
	11	共同生活援助	1,900円/月 /定員1人あたり
対象施設・事業所別給付基準額（車両燃料費）	1	居宅介護事業所	300円/月 /車両1台あたり
	2	重度訪問介護事業所	300円/月 /車両1台あたり
	3	同行援護事業所	300円/月 /車両1台あたり
	4	行動援護事業所	300円/月 /車両1台あたり
	5	居宅訪問型児童発達支援事業所	300円/月 /車両1台あたり
	6	保育所等訪問支援事業所	300円/月 /車両1台あたり
	7	就労定着支援事業所	300円/月 /車両1台あたり
	8	自立生活援助事業所	300円/月 /車両1台あたり
	9	計画相談支援事業所	300円/月 /車両1台あたり
	10	障害児相談支援事業所	300円/月 /車両1台あたり
	11	地域移行支援事業所	300円/月 /車両1台あたり
	12	地域定着支援事業所	300円/月 /車両1台あたり
	13	生活介護事業所	750円/月 /車両1台あたり
	14	自立訓練（生活訓練）事業所	750円/月 /車両1台あたり
	15	就労移行支援事業所	750円/月 /車両1台あたり
	16	就労継続支援A型事業所	750円/月 /車両1台あたり
	17	就労継続支援B型事業所	750円/月 /車両1台あたり
	18	児童発達支援事業所	750円/月 /車両1台あたり
	19	放課後等デイサービス事業所	750円/月 /車両1台あたり
	20	宿泊型自立訓練施設	300円/月 /車両1台あたり

	21	短期入所施設	300円/月 /車両 1 台あたり
	22	施設入所支援（障害者支援施設）	300円/月 /車両 1 台あたり
	23	共同生活援助	300円/月 /車両 1 台あたり
申請対象となる車両	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業所が所有している車両及び賃貸借契約を締結して使用している車両且つ自ら車両燃料費を負担している車両のうち、以下のいずれかの用務に使用している車両 <ul style="list-style-type: none"> ①利用者の送迎 ②障害福祉サービス等事業所職員等による利用者の居宅への訪問 ③利用者の医療機関への通院等 ・複数の施設・事業所において共用している車両については、最も使用時間が長い施設・事業所の経費として申請すること。 		
給付額・申請条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 施設・事業所につき基準単価まで給付金の交付申請をすることができる。 ・ 1 施設・事業所につき給付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・ 令和 6 年 10 月 1 日から申請日までの期間の経費については、実際にサービス提供を行った月についてのみ、交付申請をすることができる。 ・ ガス代については、ガスを使用している施設・事業所のみ交付申請をすることができる。 ・ 食材費については、食材費の負担をしている給付対象の施設・事業所のみ交付申請をすることができる。 ・ 施設・事業所の定員及び施設・事業所が所有する車両の台数については、令和 6 年 10 月 1 日時点のものとする。ただし、令和 6 年 10 月 2 日以降に指定を受けた施設・事業所については、指定日のものとする ・ 空床型の短期入所施設の定員は除くものとする。 		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請のあった車両について、所有状況等に疑義が生じた場合は、所有状況等が確認できる書類を速やかに提出すること。 		

(第1号様式)

令和 年 月 日

(宛先) 鈴鹿市長

鈴鹿市物価高騰対策障害福祉サービス事業所等運営支援給付金 交付申請書

給付金の交付を受けたいので、鈴鹿市物価高騰対策障害福祉サービス事業所等運営支援給付金交付要領第4条の規定により、以下のとおり申請します。

申請者	フリガナ		
	名 称		
	所在地	(郵便番号 -)	
	代表者の職・氏名	職 名	氏 名

担当者	申請に関する連絡先	電話番号	E-mail
	申請に関する担当者	職 名	氏 名

申請内容

鈴鹿市物価高騰対策障害福祉サービス事業所等運営支援給付金		施設・事業所数	申請額
1	居宅介護事業所	0 か所	0 円
2	重度訪問介護事業所	0 か所	0 円
3	同行援護事業所	0 か所	0 円
4	行動援護事業所	0 か所	0 円
5	居宅訪問型児童発達支援事業所	0 か所	0 円
6	保育所等訪問事業所	0 か所	0 円
7	就労定着支援事業所	0 か所	0 円
8	計画相談支援事業所	0 か所	0 円
9	障害児相談支援事業所	0 か所	0 円
10	地域移行支援事業所	0 か所	0 円
11	地域定着支援事業所	0 か所	0 円
12	生活介護事業所	0 か所	0 円
13	生活介護事業所（障害者支援施設）	0 か所	0 円
14	自立訓練（生活訓練）事業所	0 か所	0 円
15	就労移行支援事業所	0 か所	0 円
16	就労継続支援A型事業所	0 か所	0 円
17	就労継続支援B型事業所	0 か所	0 円
18	児童発達支援事業所	0 か所	0 円
19	放課後等デイサービス事業所	0 か所	0 円
20	宿泊型自立訓練施設	0 か所	0 円
21	短期入所施設	0 か所	0 円
22	共生型短期入所	0 か所	0 円
23	施設入所支援（障害者支援施設）	0 か所	0 円
24	共同生活援助	0 か所	0 円
合 計		0 か所	0 円

(第2号様式)

鈴鹿市物価高騰対策障害福祉サービス事業所等運営支援給付金 施設・事業所別個票

施設・事業所の状況	フリガナ				事業所指定番号
	施設・事業所の名称				
	サービス種別		定員	人	車両の所有台数 0 台
	施設・事業所の所在地	(郵便番号 -) 鈴鹿市			
	連絡先	電話番号		E-mail	
	管理者の氏名				

<積算内訳>		施設・事業所におけるガス負担状況											申請額	円
		施設・事業所における食材費使用状況												
	基準単価	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	所要額
サービス提供		/	/	/	/	/	/							
電気		/	/	/	/	/	/	0	0	0	0	0	0	0
ガス		/	/	/	/	/	/	0	0	0	0	0	0	0
食材		/	/	/	/	/	/	0	0	0	0	0	0	0
ガソリン	/月/台	/	/	/	/	/	/	0	0	0	0	0	0	0
計		/	/	/	/	/	/	0	0	0	0	0	0	0

<所有する車両一覧> 車両のナンバー等を入力してください。ナンバーは右詰めで入力してください。

	地名		分類番号			ひらがな				一連指定番号				例	地名		分類番号			ひらがな				一連指定番号			
	鈴鹿	5	0	0	0	み	1	2	-	3	4	鈴鹿	5		0	0	あ	1	-	2	3						
例	鈴鹿	5	0	0	0	み	1	2	-	3	4	鈴鹿	5	0	0	あ	1	-	2	3							
1												11															
2												12															
3												13															
4												14															
5												15															
6												16															
7												17															
8												18															
9												19															
10												20															

確認事項	
	この給付金に係る収入及び支出等に係る証拠書類を5年間(令和13年3月末まで)適切に整備保管する。
	サービス種別・申請金額等の申請内容に相違ない。

(第3号様式)

誓 約 書

今回の鈴鹿市物価高騰対策障害福祉サービス事業所等運営支援給付金の交付申請にあたり、以下の項目についてすべて誓約します。

万一、誓約した内容に偽りがあった場合は、不当に受け取った給付金を鈴鹿市に速やかに返還します。

○サービス提供を行っている月は、交付申請書の個票に記載した内容と相違ありません。

○ガス代の申請を行った障害者施設・事業所において、ガスを使用しています。

○食材費の申請を行った給付対象の障害者施設・事業所において、食材費の負担をしています。

○申請を行った車両について、すべて当方が所有する車両及び当方が賃貸借契約を締結して使用している車両であって、当方が当該車両の車両燃料費を負担しています。

○鈴鹿市の市税を滞納していません。また、必要に応じ税務情報を照会することを承諾します。

○代表者、役員その他の当該団体に実質的に関与している者が鈴鹿市暴力団排除条例(平成23年条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員ではありません。

令和 年 月 日

所在地

事業者名

代表者職名

代表者氏名

(第4号様式)

鈴 障 第 号
令和 年 月 日

様

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市物価高騰対策障害福祉サービス事業所等運営支援給付金
交付決定通知書兼額確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました給付金の交付については、下記のとおり交付することに決定し、交付額を確定しましたので、鈴鹿市物価高騰対策障害福祉サービス事業所等運営支援給付金交付要領第5条の規定により通知します。

記

- 1 給付金の名称 鈴鹿市物価高騰対策障害福祉サービス事業所等運営支援給付金
- 2 交付決定額 _____円

(第5号様式)

令和 年 月 日

(宛先) 鈴鹿市長

所在地

事業者名

代表者

連絡先

鈴鹿市物価高騰対策障害福祉サービス事業所等運営支援給付金 交付請求書

令和 年 月 日付け鈴障第 号で交付の決定及び額の確定通知のあった鈴鹿市物価高騰対策障害福祉サービス事業所等運営支援給付金について鈴鹿市物価高騰対策障害福祉サービス事業所等運営支援給付金交付要領第6条の規定により、下記のとおり請求します。

請求金額 0 円

振込口座情報	
金融機関名	
金融機関コード	
支店名	
支店コード	
口座種別	
口座番号	
口座名義人	
口座名義人 (カナ)	

検収 令和 年 月 日